

和歌山県食育推進事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1 この事業は、県が定めた第4次和歌山県食育推進計画（令和6年3月策定）の3つの重点取組「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」に基づき、県内における食育の取組を一層推進していくことを目的とし、事業を実施する市町村及び団体等の食育推進事業の支援に関する基本的な事項を定める。

(補助事業の内容)

第2 知事は、第1の目的を達成するために次に掲げる事業を行う者に対して支援するものとする。

(1) 食育実践地域活動支援事業

- ア こどもの基本的な生活習慣の形成・望ましい食習慣の習得
- イ 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ウ 共食の推進
- エ 地産地消の推進
- オ 農林漁業体験の機会の提供
- カ 環境に配慮した農林水産物・食品への理解促進
- キ 伝統料理や郷土料理・作法等の継承
- ク デジタル化に対応した食育の推進

(2) 地域での食育の推進事業（消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第3の(3)に基づく事業）

(事業実施主体)

第3 事業実施主体は、次に掲げるものとする。

(1) 食育実践地域活動支援事業

- 事業実施主体は、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、「ふるさと和歌山食週間」推進店舗、次に掲げる要件を満たす生産者団体及びその他知事が認める団体とする。
- ア 代表者の定めがあること。
 - イ 定款等組織及び運営についての定めがあること。
 - ウ 本事業の目的を十分理解し、食育・地産地消実践活動に積極的に取り組むことが期待できる団体であること。

(2) 地域での食育の推進事業

交付等要綱別表1の3地域での食育の推進に掲げるもの。

(その他)

第4 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 2 食育実践地域活動支援事業補助金交付要綱は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により令和3年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行し、令和6年度事業から適用する。